

## 学校法人に対する県調査の結果について

2019年4月14日から5月24日にかけて、学校法人橘学苑に対し、県が所轄庁として法人の同意を得て実施した実態調査の結果について、本日、同法人に通知し、以下の対応を求めましたのでお知らせします。

### 1 教員の大量退職の実態について

学校法人における教職員の人数、特に有期雇用契約講師の人数と雇用状況等について調査したところ、有期雇用講師が平成25年度～30年度の6年間に69名退職していました。この69名の雇用契約に係る契約更新の基準について、説明や確認を行っているものの、契約書に記載がないなど、労働基準法に係る問題点が確認されたことから、労働基準法等関係法令を所管する神奈川労働局の助言・指導を受けて適切に対応するように求めました。

また、教員の退職に際しては、生徒への影響に十分配慮し、円滑な教育活動が行われるよう指導しました。

### 2 収益事業(テニススクール等)の実態について

学校法人が収益事業として学苑内で実施するテニススクール等の運営について、事業の実施内容や学校施設の貸付状況等において、学校教育に支障がない範囲であるかなどを調査したところ、法令等に違反する内容は認められませんでした。

なお、保護者から「テニススクールのために駐車場が使用できない」などテニススクールを優遇しているといった意見が寄せられているので、保護者の意見を受け止め、学校の責任において適切に対応するように求めました。

### 3 特定の部活動に対する優遇や差別等の実態について

学校教育の一環である部活動の活動時間、活動場所及び部費の管理等が、適正であるかなどを調査したところ、法令等に違反する内容は認められませんでした。

なお、保護者から、特定の部活動に対して「活動時間が制限されている」「顧問への嫌がらせがある」などの意見が寄せられているので、保護者の意見を受け止め、学校の責任において適切に対応するように求めました。

### 4 今後の対応

今回の調査で対応を求めた事項について、学校法人に対応状況の報告を求めるとともに、生徒の教育環境に配慮し、適切な対応がなされるように、県として必要に応じ助言等をしてまいります。

## 問合せ先

---

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

課長 八尋 電話 045-210-3760

課長代理 日置 電話 045-210-3763